○財務省令第七十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）を実施するため、旧令共済組合年金等交付金交付規則及び日本製鉄八幡共済組合年金交付金交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十一日

財務大臣　麻生　太郎

旧令共済組合年金等交付金交付規則及び日本製鉄八幡共済組合年金交付金交付規則の一部を改正する省令

（旧令共済組合年金等交付金交付規則の一部改正）

第一条　旧令共済組合年金等交付金交付規則（昭和三十二年大蔵省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号様式から別紙第六号様式までの様式中「㊞」を削る。

（日本製鉄八幡共済組合年金交付金交付規則の一部改正）

第二条　日本製鉄八幡共済組合年金交付金交付規則（昭和三十二年大蔵省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号様式から別紙第四号様式までの様式中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省・国土交通省令第二号

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）及び特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）を実施するため、財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十一日

財務大臣　麻生　太郎

国土交通大臣　赤羽　一嘉

財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定事務取扱規則の一部を改正する省令

財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定事務取扱規則（昭和四十四年大蔵省・運輸省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式から別紙第五号書式までの書式中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　五七二円（本体五二〇円）　（配送料別）